



2023年2月8日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福岡 美朝
(コード番号 5161 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）」の導入について

当社は、当社の中長期的な株主価値に対する当社従業員（以下「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プラン（以下「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

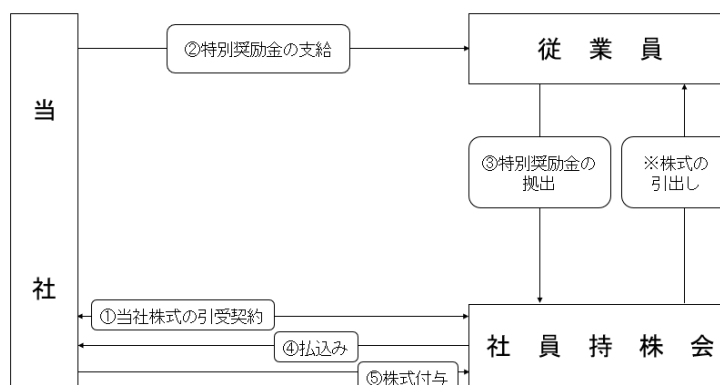
本スキームは当社の従業員持株会である西川ゴム工業社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて当社の発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）を本持株会の会員（以下「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するもので、本持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付「従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

1. 本スキームの目的

当社は、従業員の企業価値向上への貢献意欲を高めるため、本持株会へのさらなる入会を奨励することを企図して、会員に奨励金を支給しております。今般、この考え方を更に推し進め、対象となる会員に対し特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を割当てるといたします。

本スキームは、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を企図したものです。本スキームを契機として、本持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することにつながると考えております。

2. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会が自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結する。
- ② 当社が本持株会の会員である従業員に対し、特別奨励金を支給する。
- ③ 本持株会の会員である従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を拠出する。
- ④ 本持株会が、拠出された特別奨励金で第三者割当について払込みを行う。
- ⑤ 当社が本持株会に対して自己株式を付与する。

なお、上記②及び③に係る実際の金銭の支払いは、当社から本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。

※ 会員は割り当てられた当社株式を個人名義の証券口座に自由に引出すことができます。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、現在保有する自己株式782,342株（2022年9月30日現在）のうち106,650株（約118,701千円相当）を本持株会へ処分することを決定いたしました。割当先となる本持株会の概要は次のとおりです。

- (1) 名称：西川ゴム工業社員持株会
- (2) 所在地：広島市西区三篠町二丁目2番8号
- (3) 理事長：山本 隆司
- (4) 保有株式数：501,597株（2022年9月30日現在）
- (5) 保有比率：2.61%（発行済株式数（自己株式を除く）に対する比率）

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券届出書を本日付で提出しております。有価証券届出書に記載しました処分株式数は、当社の全ての従業員が本持株会に加入した場合の上限株数を想定しております。本持株会は、2023年2月10日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員若しくは退職退会者などが生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。なお、対象者数が確定した場合の処分株式数及び処分総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

以上